平成２２年（フ）第８７１号
大阪府四條畷市北出町20―３―101、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番35号
債務者　國政　和徳
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４号
大阪府高槻市安岡寺町２丁目８番12号
債務者　中位　善郎
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７号
大阪市西成区南津守４―１―５―801、住民票上の住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番37―706号
債務者　吉田　健志
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１号
大阪市旭区清水５丁目18番６号　ビルシャナ清水204
債務者　山口　良彦
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１号
大阪市東淀川区小松５丁目６番７―402号
債務者　松下惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番３号　寺内マンション302号
債務者　鞍田　直子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３号
大阪市淀川区東三国５丁目11番６―308号
債務者　梅本　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―320号
債務者　菅野　淳子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６号
大阪市都島区中野町２丁目11番８号　ハイライフ中野101号
債務者　井上　真一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４号
福岡県大牟田市大字歴木1523番地９
債務者　土井　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県大牟田市南船津町４丁目２番地12
債務者　中川まり子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１号
福岡県行橋市大字稲童3370番地36
債務者　野正　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―56号
債務者　前**薗**　真也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2998番地の76
債務者　城間　　修
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番２―506号　県営牧港団地
債務者　金城美津子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９号
北海道苫小牧市字沼ノ端615番地の13　グランシャリオ303
債務者　松井　良伸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２８号
山形県酒田市茗ケ沢字前畑132番地の１
債務者　後藤　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山形地方裁判所酒田支部